

## 第 472 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

- 1 日 時  
令和 4 年 1 月 14 日（金） 13 時 30 分～15 時 00 分
- 2 場 所  
いわて若者カフェ（岩手県公会堂地下）
- 3 出席者
  - (1) 委員（4 名）

遠藤 隆	会長
五十嵐 のぶ代	委員
佐藤 千代子	委員
杉本 貴宏	委員
  - (2) 県側（3 名）

若者女性協働推進室

特命参事兼青少年・男女共同参画課長	前田 敬之
主任主査	佐藤 和行
主 事	本山 博仁
- 4 会議の概要
  - (1) 開 会  
佐藤主任主査の司会により開会。
  - (2) 情報提供  
青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正の方向性について

### 【前田課長】

資料のとおり、1 の改正の趣旨であります。青少年に対して、児童ポルノ、これも法律の中に詳しくは定義がございますが、その提供を要求する行為を禁止することにより、青少年を健全に育成する環境を保持しようとするものです。

2 の改正の理由等についてですが、青少年に自分の裸体を撮影させ、また送信するという、いわゆる自画撮りというような被害がございます。これはインターネットの特性を悪用しまして、青少年の判断能力が未成熟であることに乗じて行われる悪質なケースでございます。これらが自画撮りを要求してその青少年の懐に入って行って、そういった画像を送って頂戴という事を要求する。ここから性犯罪の端緒となってしまうということであるとか、そういった画像がインターネット上に拡散されるという不安感を持たせるなど、青少年の心身にも影響を及ぼすようなものでございます。

全国でも、この児童ポルノ自画撮りなど SNS などに起因する性犯罪被害児童ポルノ

は増加傾向にあるということでございます。こうしたケースでございますが、児童数については、こちらの表の通りで、岩手県については、年間10件程度となっておりますが、これはもう実際に事件化したものの件数でございます、水面下には事件化に至っていないようなものというのがあると考えております。

こうした被害が実際にあり、また被害が危惧されるような中で、この県内外のあらゆるものによる児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、本県の青少年を健全に育成する環境を保持して行くものです。

2ページ目です。3の改正の内容についてですが、青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録というようなことで、その媒体については、様々なケースを拾えることにしておりますけれども、このようなものを提供することを、当該青少年に対して求める行為を禁止するとともに、この行為のうち、不当な手段によるものとして、これを拒否したり、また青少年を威迫し、欺き、困惑などありますけれども、こういった手段による要求行為を、「30万円以下の罰金」とする規定を設けようというものでございます。

4の参考では、イメージ図を示しておりますけれども、青少年に対し、児童ポルノなどの提供を求める求めた時点でこれは禁止ですよというようなことでありますけれども、それが、下に示す拒否、威迫、欺く、困惑、あと対償を供与するような場合に、30万以下の罰金を科するというようなものでございます。

また、この資料にはございませんが、現在の検討状況についてご説明いたします。

この資料ですが、皆様には書面で郵送させていただいておりますけれども、昨年11月16日から12月15日までの間、パブリックコメントという形で、県のホームページなどにも掲載し、県内の皆様からの御意見をいただいたところでございます。パブリックコメントでは、約20件の御意見が来ております。

このような手続きを進めまして、条例の改正ですので、県議会に提案することになるわけですが、実際に罰則の適用がある条文ということで、現在、司法機関、捜査機関との事前調整を進めている状況でございます。

また、県の法令審査の担当部局におきましても、審査が行われております。

禁止する事項自体は、悪質な行為に繋がることではありますけれども、罰則が実際に適用されるため、慎重に審査を行っていくというところでございます。

審査を経まして、先程御説明した内容で、提案に向けた手続きを進めていきたいと思っておりますが、その進捗の状況については、この審議会の開催の都度、御報告して参りたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

**【佐藤主任主査】**

質問、ご意見等ありますでしょうか。

**【五十嵐委員】**

これは県の条例ということですが、遠いところからこのような行為をする人もいます。他県の犯罪者に対してはどのような対応になりますか。

**【前田課長】**

他県に居住している人に対してもこの条例の条文が適用されると考えています。実は全国では、すでに30以上の都道府県で同じような内容を規定する条例があります。

同様の条例があるところであれば、他県から要求した場合には、その県の条例でも適用になりますし、またその要求を受けた側、子供の側が、本県にいる場合でもその条例の適用になると考えています。

今のところ本県条例はございませんが、行為を行う人が、他県にいた場合には、現時点であっても、他県の条例において、処罰することは可能と考えております。

**【五十嵐委員】**

犯罪者が岩手の人で、被害に遭った子が、他県にいたとしても、それもお互いに県同士でやりとりをして適用していくということですね。

**【前田課長】**

そうですね。条例の適用になると考えています。

あとは実際に捜査するのが、警察となりますので、警察同士で連携しながら捜査を進めていくことになろうかと思っております。

**【五十嵐委員】**

分かりました。

**【杉本委員】**

提供を求める行為の禁止ということなので、実際に画像・動画を受け取らなくても、強要した時点で適用されるという認識でよろしいでしょうか。

**【前田課長】**

児童ポルノ禁止法というのがございまして、児童ポルノに当たるものを要求してそれが送られてきて、その画像を所持するという時点で、現在の法律の違反にはなりますが、それがまだ送られないような状況においても、この条例で規制対象にしようとするものでございます。

**【杉本委員】**

被害者側を立証するのが難しいところもあるかと思いますが、言った、言わないになってしまう可能性もあると思いますが、どのような証拠、やりとりの履歴を残す感じを想定しているのでしょうか。

**【前田課長】**

おっしゃった通り履歴が残っているかは、裸の写真を送って欲しいとか、送ったらば

代わりに何かあげるよとか、そのようなやりとりが履歴に残っているということを想定しています。実際にどういった形で判明するかというと、要求を受けた青少年の方が、大人に相談したり、また電話等による相談窓口がありますので、相談があった時点で、警察の方に通報して動いたりということになるかと思いますが、今委員おっしゃった通り証拠がない場合というのは、捜査がしづらい部分もあるかと思いますが、このような点も踏まえて、現実にはこのような運用が可能かどうかということも含め、司法機関や捜査機関との調整を行っているところです。

**【杉本委員】**

面白半分で冤罪にしてしまう危険性もあるかなと思ひまして、お聞きしました。

**【佐藤委員】**

どの段階で発覚するが分からないところですね。

**【前田課長】**

この条例を改正して終わりではなく、条例で規制するというのを、広く周知していくことが重要であり、それは県民の大人だけではなく、子供たちにも分かりやすいように通知を行ひまして、一旦おかしいなと思ひたならば、周りの大人に相談するように促すということを行ひていかないとなりません。子供自身が、自分がこういう被害に遭っていることを自覚しないというの、自画撮り被害の問題でありますので、条例を作つて終わりではなくて、それを広く分かりやすく説明する取組を行ひることで、実効性を高めていきたいと思ひております。

**【五十嵐委員】**

これは子供本人が、合意したと言ひているとしても要求する行為自体を罰するということがいいですね。

**【前田課長】**

そうですね。その部分についても詰めているところではあります。今のところ禁止行為としては、要求された青少年が拒まない場合とかも含め、要求行為自体がいけないことだと、この条例で書こうと思ひております。

ただその行為が、困惑させたりとか、欺いたりとか、青少年がまだ判断能力が十分についていないところにつけ込んで、そのような要求を行ひるのは、何としても規制しなければいけない部分ですので、普通のやり取りでその子供も同意したような場合が仮にあって、子供が認識しているということがもしあれば、この罰則の対象からは外れると考えられます。

**【五十嵐委員】**

そうなるとうごく曖昧ですね。

子供はそれこそ判断能力がないので、口車に乗せられて合意するという可能性もありますし、例えば、虐待を受けているような居場所がない子供たちでしたら、そのような犯罪者に対して心の拠り所を求めて、本当はいけない嫌なことだけれども、家にいるよりはましだと思ひ合意する可能性もあると思うので、そこは罰則化してもいいのではないかと保護者としては思います。

**【前田課長】**

やはり青少年を保護する立場から見ると、不当な行為かどうかにかわらず一律で要求行為を禁止するというようなお話もあるかと思いますが、これも全国の既存の30以上の県で議論もしたと思われませんが、現在、その30以上の県で、ほとんど処罰対象はこの不当な行為に限る規定となっております。

それに倣って、本県でも同様の規定をしようと思っているところですが、全国でこのような規定になっている背景としては、一部冤罪になりかねない危険性があり、子供もちゃんと判断ができて、その合意の上で要求を行っているところについては、処罰するというのは厳しいだろうというような判断が全国の先行県の中でもされていると考えております。

**【佐藤委員】**

30万円以下の罰金という基準が、なんとなくお金を出せば許されてしまうのかという思いもあります。

**【前田課長】**

これも全国で同じ定めをしており、それが抑止効果に繋がる金額なのかどうかということですが、これ以上に金額を下げてしまうとお金で解決できるのではと受け止められる可能性もあります。この環境浄化条例に他のもいくつかやってはいけない禁止規定がございまして、その中には、懲役刑であるとか、禁錮とか、あと罰金刑ももっと高額のものから低額のものまでありますが、その中では30万円以下という金額が妥当であろうと、現在の内容を考えております。

**【佐藤主任主査】**

あとはよろしいでしょうか。

**【前田課長】**

先程、捜査機関、司法機関とも現在調整中と申し上げましたが、その中でも、他の都道府県でもどのように運用しているかとか、どのような問題があるのかということも、もう少し整理するように指示がありましたので、全国の状況なども、引き続き調査しながら、内容を検討して参りたいと思っておりますので、皆様の意見などを参考にさせていただきながら検討していきたいと思っております。

(3) 審議会成立

事務局から、4名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第23条第2項の規定（委員の半数以上の出席）に基づき、審議会成立を報告。

(4) 議事録署名人の指名

議事録署名人は会長のほかに、会長が齊藤委員を指名。

(5) 議事（要旨）

【事務局】

条例第10条第1項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項（図書類4冊）を説明。

— 各委員審査 —

【五十嵐委員】

全冊指定をお願いします。

1番の雑誌については、性的描写がほとんどでしたが、最後の方に薬を作るマンガなども掲載されており、アプリやオンラインイベントで出会うことができるという、簡単に女性と知り合うことができることを紹介する記事が載っていたので青少年にふさわしくない内容でした。

2番の雑誌に関しては暴力的な表現がほとんどでしたが、やはりここでもJKビジネス、そして死刑台の記事がありました。去年は芸能人の自殺が相次いであり、コロナ禍で家の中にいる子供も多いと思いますので、このような自殺を誘発するような記事は悪影響だと考えます。

3番の雑誌について気になった部分が、裸体の写真とか下着販売やランドセルなど、幼児性が高く、子供たちが持っているものが簡単にインターネットで買えるものがあるという紹介の記事でしたが、これに関しても青少年が逆に犯罪者になりうる可能性があると思いました。

ここでもLINEの画像でのやり取りも載っていたので、冒頭の事務局からの紹介の話もありましたが、やはり早く手を打った方がいいと思います。

4番のラジオライフに関しては、裏技のシリーズの記事が「必ず個人で楽しむようにしてください」と書かれていますが、明らかに違法行為を誘発しているような記事の内容だと思います。

この裏技のシリーズだけでなく、最後の方にパトカーのマニアックな紹介もありましたが、読み進んでいくと警察官が持っているグッズの紹介を詳細にしています。そのような紹介があるということは、このようなグッズを真似して自分たちが警察官のふりをして悪さをするということも考えられます。そのため、ラジオライフに関しては今後も注視した方がいいと思います。

【佐藤委員】

五十嵐委員のおっしゃるとおり、全冊指定でお願いします。

1、2、3番については、あまりにも性的描写や暴力的な内容が多く刺激的で、果たしてこういう雑誌が店先に本当に出ているのだろうかと疑問さえ感じますし、表紙のタイトルがどこにあるのか分かりづらくされているというのも悪質だと思います。

以上、あまりにも青少年にとって不健全なものだと感じました。

#### 【杉本委員】

全冊指定でお願いします。

1番は、五十嵐委員がおっしゃっていた薬の作り方やその効果などの詳細が載ったマンガが掲載されており、そこが最も青少年に見せたくない部分だと感じました。

2番は、冒頭の記事でチーマー伝説として取り上げられており、「喧嘩が強くてかっこいい」など暴力がかっこいいものと誘発する内容で、今コミックで人気のマンガがあり、それも言ってしまうと不良たちの話で、今不良たちが注目されている中でこのような「喧嘩が強くてかっこいい」というフレーズを持つてくることにより今の時流に乗った記事となり、こちらも青少年の子供心をくすぐる内容になっているので、青少年に不適切な内容でした。

3番ですが、こちらは写真というか、記事がメインの内容でしたが、表紙から刺激的な言葉が綴られていて表紙から見せたくないですが、愛人5千円時代という記事から始まり、あえてこの5千円と値段を低くすることで気軽さをアピールしている感じがあり、青少年にふさわしくない内容でした。

同時に先ほどもおっしゃっていましたが下着の売買、値段の詳細も載ってしまっていて、雑誌全体で手軽な小遣い稼ぎをあおっているような気がしてこちら全編見せたくないと思いました。

4番のラジオライフですが、表紙からは青少年にとって不健全な内容ではないような感じですが、下着オークションの話が載ってしまっていて、今はキーワード一つでどんなサイトでも見つけられる時代ですので、このようなキーワードは青少年にふさわしくない内容でした。

人気ゲームの改造アプリを紹介する記事もありましたが、改造アプリをインストールしてしまいますと、その中に入っている画像などを抜き取られる可能性もあるので、こちらは気をつけなければいけないと思いました。

また、女の子に会えるとか、ただでアイドルと遊べる、という紹介もあり、会った先で事件に巻き込まれるような危険性もある内容でした。

表紙からはそのような内容が掴めないのですが、そういった目的ではなくても買ってしまった青少年が見てしまう恐れがあり、青少年に悪影響があると感じました。以上です。

**【遠藤会長】**

それでは、私も皆様と同様の理由で、全冊指定をお願いします。

違法行為を誘発しているということは明らかでしたし、また雑誌とはいえ中にはSNSとの関連というのがすごく多くて、先程の条例改正と関わりがある話ですが、今は子供たちもスマホを持っている時代ですので、非常に危険だと考えます。

以上、審議会としまして、全冊指定ということで答申させていただきます。

**(6) 閉会**

次回の開催予定は、令和4年3月4日（金）に開催予定として、詳細は後日連絡する旨説明。

**審議会委員署名**

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_